

参
考

薬生安発 1126 第 2 号
平成 30 年 11 月 26 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

抗インフルエンザウイルス薬の使用上の注意に関する注意喚起の徹底について

インフルエンザ罹患時の異常行動の発現につきましては、本年 11 月 5 日に開催された薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会において、新たに得られた情報を踏まえ評価され、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の服用の有無又は種類にかかわらず、異常行動についての注意喚起を徹底することが適当とされました。

また、厚生労働省において、別紙のとおり注意喚起資材を作成しましたので、これも参照し、貴管内医療機関等に対して、インフルエンザ罹患時の対応についての注意喚起に御協力いただきますよう、お願いします。

なお、厚生労働省ホームページの「平成 30 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」の「平成 30 年度 インフルエンザ Q & A」で異常行動についての注意喚起を掲載していますので、医療機関等にあわせて周知方お願いします。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

(平成 30 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

(平成 30 年度 インフルエンザ Q & A)

医療従事者の皆様へ



インフルエンザの患者さんへの注意喚起

異常行動による転落等の事故を防ぐためのお願い

● インフルエンザの患者さんでは、抗インフルエンザウイルス薬の服用の有無や種類にかかわらず、異常行動に関連すると考えられる転落死等が報告されています。

異常行動は、①就学以降の小児・未成年者の男性で報告が多い(女性でも発現する)

②発熱から2日間以内に発現することが多いことが知られています。

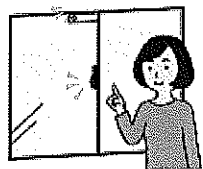
異常行動の例



● 突然笑い出し、階段を駆け上がろうとする ● 自宅から出て外を歩いていて、話しかけても反応しない
● 変なことを言い出し、泣きながら部屋の中を動き回る など

事故を防止するために

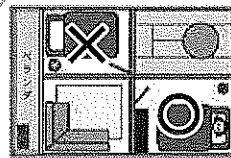
発熱から少なくとも2日間、就寝中を含め、特に小児・未成年者が容易に住居外へ飛び出さないために、例えば、以下のような具体的な対策を講じるよう、保護者の方にご説明ください。



玄関や全ての部屋の窓を確実に施錠する(内鍵、チェーンロック、補助鍵がある場合は、その活用を含む)



窓に格子のある部屋がある場合は、その部屋で寝かせる



ベランダに面していない部屋で寝かせる



一戸建てにお住まいの場合は、できる限り1階で寝かせる



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

(参照)タミフルと異常行動等の関連に係る報告書
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000341843.pdf>)

インフルエンザの 患者さん・ご家族・周囲の方々へ

インフルエンザにかかった時は、飛び降りなどの異常行動をおこすおそれがあります。

特に発熱から2日間は要注意！

窓の鍵を確実にかけるなど、異常行動に備えた対策を徹底してください。

●異常行動による転落等の事故を防ぐためのお願い

- インフルエンザの患者さんでは、抗インフルエンザウイルス薬の服用の有無や種類にかかわらず、異常行動に関連すると考えられる転落死等が報告されています。
- 異常行動は、①就学以降の小児・未成年者の男性で報告が多い(女性でも発現する)
②発熱から2日間以内に発現することが多いことが知られています。

異常行動の例



- 突然笑い出し、階段を駆け上がろうとする
- 自宅から出て外を歩いていて、話しかけても反応しない
- 変なことを言い出し、泣きながら部屋の中を動き回る など

- 万が一の転落等の事故を防止するため、発熱から少なくとも2日間は、就寝中を含め、特に小児・未成年者が容易に住居外へ飛び出さないために、例えば、以下のような対策を講じてください。

